

平成29年3月29日

関係各位

鹿沼市長 佐藤 信
(公印省略)

入札制度等の改正について

1. 各種契約書の改正について

政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する延滞利息の率の改正のため契約約款が変更になりました。旧契約書は使用できませんのでご注意ください。

※それ以外に条文の改訂等されていますので、新年度に契約書を作成される場合は、必ず新しいものをダウンロードして作成してください。

2. 建設工事競争入札における取り抜け方式、並びに建設関連業務委託の最低制限価格制度及び予定価格公表の本格施行について

平成24年4月より、建設工事競争入札における取り抜け方式を、平成27年4月より、建設関連業務委託における最低制限価格制度及び予定価格公表について試行してきましたが、平成29年4月から本格的な施行をいたします。

本格施行に伴い、取り抜け方式の落札候補者決定事例を**別紙1**のとおり整理しました。また、最低制限価格の算出基準も「3.」のとおり改正します。

3. 最低制限価格算出基準の改正について⇒**別紙2**のとおり。

栃木県の最低制限価格算出基準の改正と、中央公契連モデルの改正があったので、本市においても、最低制限価格算出基準を見直します。

鹿沼市 財務部 契約検査課 契約係
Tel.0289-63-2278

取り抜け方式におけるの落札候補者の決定事例

別紙1

対象案件	同日開札の、同種かつ同ランクの工事					
案 件	第 1 号案件	第 2 号案件	第 3 号案件	第 4 号案件	第 5 号案件	第 6 号案件
抽選対象者数	抽選なし	2社	2社	抽選なし	3社	2社
落札候補者	A社 (2,000万円)	◎A社 (1,900万円)	○A社 (1,800万円)	A社 (1,700万円)	○A社 (1,600万円)	◎A社 (1,500万円)
	B社 (2,200万円)	○B社 (1,900万円)	◎B社 (1,800万円)	B社 (1,800万円)	○B社 (1,600万円)	○B社 (1,500万円)
	C社 (2,300万円)	C社 (2,000万円)	C社 (1,900万円)	C社 (1,800万円)	◎C社 (1,600万円)	C社 (1,700万円)
	D社 (2,400万円)	D社 (2,000万円)	D社 (1,900万円)	D社 (1,800万円)	D社 (1,700万円)	D社 (1,700万円)
候補者の確定	A社	A社	B社	A社	C社	A社

※補足説明

- 第 1 号案件 抽選なしのため、A社がそのまま最終候補者に。
- 第 2 号案件 2社による抽選でA社が第一次落札候補者に。第1号は抽選でなかったため、第2号においてA社は取り抜けの対象とはならない。
- 第 3 号案件 2社による抽選でA社が第一次落札候補者になったが、第2号案件で抽選にて候補になっており取り抜け対象者となるので、B社が候補者となる。
- 第 4 号案件 抽選なしのため、A社がそのまま最終候補者に。
- 第 5 号案件 3社による抽選でA社が第一次落札候補者となったが、取り抜け対象者のためA社を除き再抽選。B社が第二次候補者となったが、取り抜け対象者のためB社を除き、C社となる。
- 第 6 号案件 2社による抽選で、A社とB社はいずれも抽選となった取り抜け対象案件の候補となっているが、当該2社のみが同額であるため、取り抜けを適用しない。

●取り抜け対象とする条件：同種かつ同ランク工事で同日に開札を行う案件のうち、『抽選となり、一企業が抽選にて数件候補者となった場合に適用』する。
 ※ただし、上記第6号のように、取り抜けを行うことによって市にとって不利な価格となる場合は取り抜けを適用しない。

最低制限価格等の算出基準の改正について

本市の建設工事及び建設工事関連業務委託に係る最低制限価格等の算出基準について、平成29年4月1日以降に公告及び指名通知をする入札から、次のとおり改正します。

【建設工事】

1 最低制限価格制度

最低制限価格の算出式

現行	改正後
最低制限価格の算出基準 ① 直接工事費（ただし、建築工事及び設備工事は、直接工事費の95%） ② 共通仮設費 ③ 現場管理費の80% ④ <u>一般管理費の35%</u> 最低制限価格（税抜き）は、①～④の合計額から1万円未満の端数を切り捨てた額とする。	最低制限価格の算出基準 ① 直接工事費（ただし、建築工事及び設備工事は、直接工事費の95%） ② 共通仮設費 ③ 現場管理費の80% ④ <u>一般管理費の55%</u> 最低制限価格（税抜き）は、①～④の合計額から1万円未満の端数を切り捨てた額とする。

- ※ 1 最低制限価格（税抜き）は、予定価格（税抜き）の 8.7/10～9.2/10 の範囲とする。
 2 予定価格（税抜き）は、設計金額から消費税及び地方消費税の額を除いた金額である。

2 低入札価格調査制度 ※総合評価落札方式による工事入札に適用

(1) 調査基準価格の算出式

現行	改正後
調査基準価格の算出基準 ① 直接工事費（ただし、建築工事及び設備工事は、直接工事費の95%） ② 共通仮設費 ③ 現場管理費の80% ④ <u>一般管理費の35%</u> 調査基準価格（税抜き）は、①～④の合計額から1万円未満の端数を切り捨てた額とする。	調査基準価格の算出基準 ① 直接工事費（ただし、建築工事及び設備工事は、直接工事費の95%） ② 共通仮設費 ③ 現場管理費の80% ④ <u>一般管理費の55%</u> 調査基準価格（税抜き）は、①～④の合計額から1万円未満の端数を切り捨てた額とする。

- ※ 1 調査基準価格（税抜き）は、予定価格（税抜き）の 8.7/10～9.2/10 の範囲とする。
 2 予定価格（税抜き）は、設計金額から消費税及び地方消費税の額を除いた金額である。

(2) 調査基準価格を下回った場合の失格基準の算出式

現 行	改 正 後
<p>調査基準価格を下回った場合の失格基準</p> <p>下記項目の(1)～(5)に一つでも該当しないときは失格とする。</p> <p>〔項目別基準〕</p> <p>(1)直接工事費の75%（ただし、建築工事及び設備工事は、直接工事費の95%の75%）から1万円未満の端数を切り捨てた額以上である。</p> <p>(2)共通仮設費の70%から1万円未満の端数を切り捨てた額以上である。</p> <p>(3)現場管理費の70%から1万円未満の端数を切り捨てた額以上である。</p> <p>(4)<u>一般管理費の30%</u>から1万円未満の端数を切り捨てた額以上である。</p> <p>〔総額基準〕</p> <p>(5)A又はBのうち低いほうの額。</p> <p>A入札価格が、下記の①～④の合計額から⑤の額を差し引いて、1万円未満の端数を切り捨てた額以上である。（ただし、総額基準額が調査基準価格以上の場合は適用しない。）</p> <p>① 直接工事費（ただし、建築工事及び設備工事は、直接工事費の95%）</p> <p>② 共通仮設費</p> <p>③ 現場管理費の80%</p> <p>④ <u>一般管理費の35%</u></p> <p>⑤ 工事価格の3%</p> <p>B入札価格が、下記の①～④の合計額の1万円未満の端数を切り捨てた額以上である。（ただし、総額基準額が調査基準価格以上の場合は適用しない。）</p> <p>① 直接工事費の95%（ただし、建築工事及び設備工事は、直接工事費の95%）</p> <p>② 共通仮設費の90%</p> <p>③ 現場管理費の80%</p> <p>④ <u>一般管理費の35%</u></p>	<p>調査基準価格を下回った場合の失格基準</p> <p>下記項目の(1)～(5)に一つでも該当しないときは失格とする。</p> <p>〔項目別基準〕</p> <p>(1)直接工事費の75%（ただし、建築工事及び設備工事は、直接工事費の95%の75%）から1万円未満の端数を切り捨てた額以上である。</p> <p>(2)共通仮設費の70%から1万円未満の端数を切り捨てた額以上である。</p> <p>(3)現場管理費の70%から1万円未満の端数を切り捨てた額以上である。</p> <p>(4)<u>一般管理費の55%</u>から1万円未満の端数を切り捨てた額以上である。</p> <p>〔総額基準〕</p> <p>(5)A又はBのうち低いほうの額。</p> <p>A入札価格が、下記の①～④の合計額から⑤の額を差し引いて、1万円未満の端数を切り捨てた額以上である。（ただし、総額基準額が調査基準価格以上の場合は適用しない。）</p> <p>① 直接工事費（ただし、建築工事及び設備工事は、直接工事費の95%）</p> <p>② 共通仮設費</p> <p>③ 現場管理費の80%</p> <p>④ <u>一般管理費の55%</u></p> <p>⑤ 工事価格の3%</p> <p>B入札価格が、下記の①～④の合計額の1万円未満の端数を切り捨てた額以上である。（ただし、総額基準額が調査基準価格以上の場合は適用しない。）</p> <p>① 直接工事費の95%（ただし、建築工事及び設備工事は、直接工事費の95%）</p> <p>② 共通仮設費の90%</p> <p>③ 現場管理費の80%</p> <p>④ <u>一般管理費の55%</u></p>

【建設関連業務委託】

1. 最低制限価格制度

最低制限価格の算出式

現行	改正後
ア 測量業務	
① 直接測量費の額 ② 測量調査費の額 ③ 諸経費の額に10分の5.5を乗じて得た額 ①～③の合計額 ただし、業務価格の <u>60～80%</u> の範囲	① 直接測量費の額 ② 測量調査費の額 ③ 諸経費の額に10分の5.5を乗じて得た額 ①～③の合計額 ただし、業務価格の <u>60～82%</u> の範囲
イ 建築関係建設コンサルタント業務	
① 直接人件費の額 ② 特別経費の額 ③ 技術料等の経費の額 ④ 諸経費の額に10分の5.5を乗じて得た額 ①～④の合計額 ただし、業務価格の <u>60～80%</u> の範囲	① 直接人件費の額 ② 特別経費の額 ③ 技術料等の経費の額 ④ 諸経費の額に10分の5.5を乗じて得た額 ①～④の合計額 ただし、業務価格の <u>60～82%</u> の範囲
ウ 土木関係建設コンサルタント業務	
① 直接人件費の額 ② 直接経費（積上計上）の額 ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 ④ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額 ①～④の合計額 ただし、業務価格の <u>60～80%</u> の範囲	① 直接人件費の額 ② 直接経費（積上計上）の額 ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 ④ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額 ①～④の合計額の合計額 ただし、業務価格の <u>60～82%</u> の範囲
エ 地質調査業務	
① 直接調査費の額 ② 間接調査費の額 ③ 解析等調査業務費の額に10分の7を乗じて得た額 ④ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額 ①～④の合計額 ただし、業務価格の2/3～85%の範囲	変更なし

現行	改正後
オ 補償関係コンサルタント業務	
① 直接人件費の額 ② 直接経費（積上計上）の額 ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 ④ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額 ①～④の合計額 ただし、業務価格の <u>60～80%</u> の範囲	① 直接人件費の額 ② 直接経費（積上計上）の額 ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 ④ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額 ①～④の合計額 ただし、業務価格の <u>60～82%</u> の範囲
<u>カー1 その他業務（積算体系が建設工事と同じもの）</u>	
① 直接工事費の額 ② 共通仮設費の額 ③ 現場管理費相当額の10分の8を乗じて得た額 ④ 一般管理費等の額に10分の <u>3.5</u> を乗じて得た額 ①～④の合計額 ただし、業務価格の <u>89～90%</u> の範囲	① 直接工事費の額 ② 共通仮設費の額 ③ 現場管理費相当額の10分の8を乗じて得た額 ④ 一般管理費等の額に10分の <u>5.5</u> を乗じて得た額 ①～④の合計額 ただし、業務価格の <u>87～92%</u> の範囲
<u>カー2 その他業務（積算体系がアからオの建設工事関連業務委託と同じもの）</u>	
設定なし	<u>該当する積算体系により、アからオのいずれかの規定によるものとする。</u>

※最低制限価格は、上記の各項目により算出した合計額から、1万円未満の端数を切り捨てた額に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額とする。